

緑のふるさと協力隊が きました!

平成25年度予算／多賀町の助成金・補助金

広報

たが

まちの情報紙



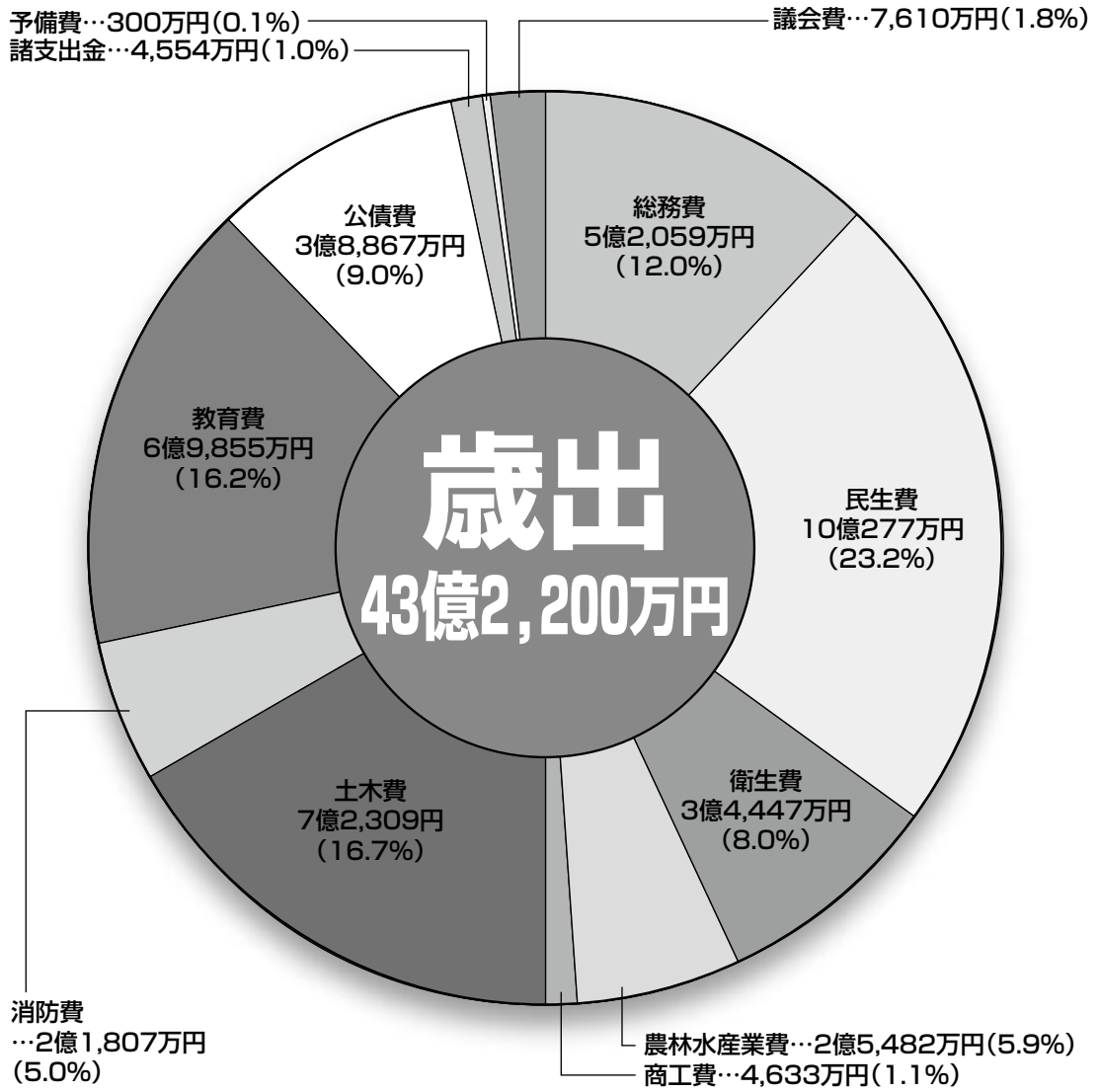
2013

5

No. 789

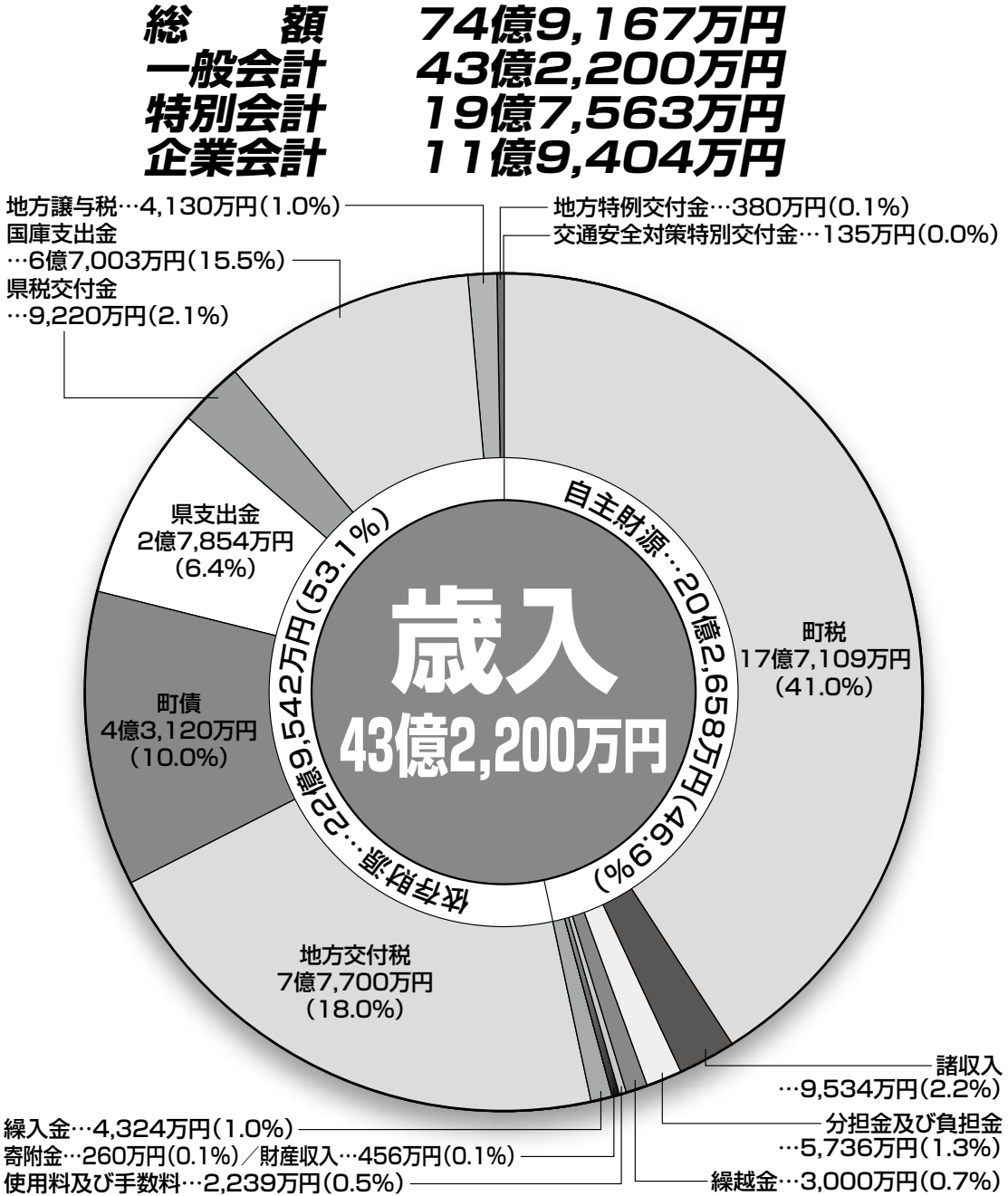
平成25年度予算

平成25年度の一般会計予算は、43億2,200万円で、前年度と比較しますと2億8,600万円(7.1%)の増額予算となりました。特別会計予算は9会計で19億7,563万円で前年度から1億2,698万円(6.0%)の減額、企業会計予算では3会計で3億7,531万円(23.9%)の減額予算となり、総額では、74億9,167万円で前年度と比較して2億1,628万円(2.8%)の増額予算となりました。



平成25年度 多賀町主要施策の概要(単位：万円)

みんなの力でキラリとひかるまちをめざす ・自立をめざし、町民と行政がともに歩むまち ・新たな多賀の創造に向けた取り組み	弘ALT設置事業	6,021	・快適に暮らすための生活基盤の充実 ・歴史と伝統文化の継承と活用	新近江の地獄めぐり事業	3,000
	臨時講師・特別支援教育支援員設置事業	25,809		弘防犯灯設置事業	5,255
	多賀中学校給食事業	39,991		木造住宅耐震・バリアフリー改修事業	900
	青少年育成推進事業	4,884		弘地域防災計画策定及び防災関連施設現況調査事業	11,530
誰もが安心して暮らせるまちをめざす ・健康な暮らしを守る保健・医療の充実 ・地域の絆を深める福祉社会の実現	生涯学習推進事業	841	事業施策名 事業費	常備消防事業	102,346
	新スポーツ教室事業	1,145		消防・防災施設等整備事業	67,795
	新グランドゴルフ場整備事業	46,497		上下道施設整備事業	57,020
				道路新設・改良・舗装事業	527,909
子どもや若い世代が希望を持てるまちをめざす ・将来を担う子どもを育む ・いつまでも生きがいを持って暮らせるまちを築く	個性輝くまちづくり活動支援事業	11,254		道路維持補修事業	11,143
	弘空き家対策事業	17,014		除雪対策事業	10,594
	ふるさと祭市事業	2,000		公共交通活性化事業	7,558
	緑のふるさと協力隊事業	3,051		コミュニティバス運行対策事業	37,961
新次世代育成支援行動計画策定事業	事業施策名	事業費	計画を実現するために ・効率的で効果的な組織・機構 ・開かれた行政運営の推進 ・効率的な行財政運営	地籍調査事業	6,674
	自治振興事業	11,500		急傾斜地崩壊対策事業	4,800
	産官合同研修会事業	1,625		芹谷ダム対策事業	56,031
	新まちづくり活動支援交付金	1,200		文化財保護・調査事業	65,377
新健康増進計画策定事業	人権啓発推進事業	2,775	事業施策名 事業費	公会計事業	1,733
	地域福祉計画策定事業	2,180		新財政事情公表事業	530
	介護・生活支援事業	111,703		例規システムCD化事業	2,100
	障がい福祉事業	4,619		戸籍・住民基本台帳事業	24,008
弘自給自足推進事業	障がい者自立支援事業	144,940	事業施策名 事業費	経済危機対策住宅リフォーム促進補助事業	6,000
	老人福祉事業	40,849		小口簡易資金事業	2,615
	後期高齢者医療事業	127,825		広域観光事業	3,046
	暮らし応援サポート事業	2,100		観光推進事業	5,790
弘自給自足推進事業	地域ふれあい交流事業	2,000	事業施策名 事業費	多賀首頭総踊り事業	250
	新健康増進計画策定事業	1,000			
	保健事業	37,017			
	福祉医療助成事業	73,504			
弘自給自足推進事業	環境や歴史・文化・風土を大切にしたいまちをめざす ・まちの活力をつくり出す地域産業の活性化 ・地球環境にやさしいまちづくり	1,000	事業施策名 事業費		
	子どもや若い世代が希望を持てるまちをめざす ・将来を担う子どもを育む ・いつまでも生きがいを持って暮らせるまちを築く	1,000			
	若者定住支援助成金交付事業	7,100			
	妊婦健康診査・特定不妊治療費等助成事業	6,600			
弘自給自足推進事業	保育園運営事業	191,828	事業施策名 事業費		
	児童手当事業	129,088			
	出産・育児助成事業	1,800			
	子育て支援対策事業	41,878			
弘自給自足推進事業	小学校児童通学バス運行事業	13,451	事業施策名 事業費		
	中学校生徒通学費補助事業	6,326			



特別会計 (単位：万円)

会 計 名	平成25年度	増減額
国民健康保険事業	7億9,773	▲ 560
介護保険事業	7億2,987	1,367
後期高齢者医療事業	9,163	▲ 971
多賀町育英事業	586	131
びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理事業	563	▲ 100
工業団地造成事業(平成25年度廃止)	0	▲ 596
芹谷栗栖地域振興事業	3億4,362	▲ 1億1,969
多賀財産区管理会	11	0
大滝財産区管理会	101	0
豊仙財産区管理会	17	0
合 計	19億7,563	▲ 1億2,698

企業会計 (単位：万円)

会 計 名	平成25年度	増減額
水道事業	7億1,870	▲ 3億1,499
下水道事業	4億2,255	▲ 6,565
農業集落排水事業	5,279	533
合 計	11億9,404	▲ 3億7,531

一般会計当初予算の推移

年度	当初予算額	増減額
19	34億8,100万円	1億 300万円
20	35億9,200万円	1億1,100万円
21	35億5,000万円	▲ 4,200万円
22	39億3,300万円	3億8,300万円
23	44億2,200万円	4億8,900万円
24	40億3,600万円	▲ 3億8,600万円
25	43億2,200万円	2億8,600万円

平成25年度予算は、平成23年3月に策定した「第5次多賀町総合計画」と平成22年4月に策定した「多賀町行政改革大綱」に基づき、計画事業を着実に推進するとともに、行財政改革の徹底により、健全な財政を継続し、町民がいきいきと心豊かに暮らせることを念頭に編成を行いました。詳しくは今年度から配布する「多賀町の予算」をご覧ください。

多賀町における主な助成金・補助金などをご紹介します

〈企画課〉(有)2-2018 (電)48-8122	
運転免許自主返納支援制度	運転免許を自主返納された方への愛のりタクシーまたはバスどちらかの回数券6,000円相当分の交付やバス回数券の無料交付。申請期間は返納日から90日以内。
若者新築住宅取得支援事業	多賀町において住宅を新築または購入した若者に対する助成金制度。住宅に課税される固定資産税相当額を助成。限度額10万円(年)3年間。平成23年1月2日から平成26年1月1日の期間に取得された住宅が対象。
若者世帯多世代同居支援事業	多賀町において多世代同居をするために住宅を増築または建替えをおこなった若者世帯またはその親世帯に対する助成金制度。住宅に課税される固定資産税相当額を助成。取得期間に制限あり。限度額10万円(年)3年間。平成23年1月2日から平成26年1月1日の期間に取得された住宅が対象。
木造住宅耐震診断員派遣事業	木造住宅を耐震診断する診断員を無料で派遣します。主に目視による診断。
木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金	木造住宅の耐震改修や耐震改修に伴うバリアフリー改修をおこなった場合の補助金。工事費に応じて10万円、20万円、30万円、50万円を補助。別途割増補助あり。
耐震シェルター普及事業	耐震シェルターや防災ベッドを購入する経費の一部を補助する制度。限度額20万円。
空き家住宅等除却支援事業補助金	空き家となった住宅などを除却する工事に対する補助金。補助率1／2 限度額50万円。
民間建築物アスベスト含有調査補助金	住宅・建築物におけるアスベスト調査をおこなった場合の補助金。限度額25万円。
愛のりタクシー	各字の停留所から町内外の病院や買物施設などへタクシーを利用して、安価な費用で移動できる。公共交通 問い合わせ (有)2-2018 (電)48-8122

〈福祉保健課〉(有)2-2021 (電)48-8115	
高齢者小規模住宅改造事業補助金	高齢者の排せつ、入浴、移動などを容易にするための住宅改修の経費の補助。事業費50万円の補助率2／3。上限33,3万円。
在宅重度障害者住宅改造補助費	在宅重度障がい者が住宅改修を行う場合の経費補助。補助率2／3。上限46,6万円。
障害者自動車ガソリン費補助事業	障がい者を有する人が運転する自動車のガソリン費の一部補助。1ヵ月あたり30ℓまで、1ℓあたり54円。
自動車訓練費助成金	身体障がい者が免許取得にかかる経費の一部を助成。上限10万円。
自動車改造費助成金(介護用改造分)	身体障がい者が運転する自動車を改造する経費の一部を助成。上限10万円。
在宅障害児通学援助費	自宅から通学する障がい児の通学にかかる経費の一部を助成する制度。月額1,700円(町内移動)、月額4,000円(町外移動)。
日常生活用具給付費	在宅重度障がい者が日常生活用具を購入する経費の一部を助成する制度。
出産奨励祝金	3人目以上の子を出産し、養育している方へ祝金を支給。3子5万円、4子10万円。
育児支援助成金	育児に必要なオムツと粉ミルクを購入する経費の一部を助成。1歳まで、月額上限2,000円。
不妊治療費助成金	不妊治療に必要な経費の一部を助成。上限10万円。
多賀町暮らし支え隊	高齢者、障がい者、子育て世帯に対して、日常生活でのちょっとした困りごとを地域の支え合いによって解決するもの。 問い合わせ シルバー人材センター (有)2-8080 (電)48-8128
ファミリー・サポート・センター事業	湖東圏域(1市4町)で、育児援助を受けたい人と援助したい人が登録し、互いに助け合う会員組織(NPO法人保育サービスドリーム)に委託(備考)登録が必要。
妊婦健康診査費用助成	定期妊婦健康診査にかかる費用の全額助成。

〈地域整備課〉(有)2-2583 (電)48-8125	
合併処理浄化槽設置事業補助金	家庭において、合併処理浄化槽を設置する経費の一部を補助する制度。上限60万～100万円。
合併処理浄化槽維持管理事業補助金	家庭において、合併処理浄化槽を設置後に維持管理する経費の一部を補助する制度。補助率1／2、上限3万～5万円。

〈産業環境課〉(有)2-2030 (電)48-8117	
生ゴミ処理容器購入費補助金	生ゴミ処理機を購入する経費の一部を補助する制度。補助率1/2 限度額3万円。
住宅リフォーム補助金	町内に居住され、町税その他町の各種融資の償還について、滞納されていない世帯の世帯主で、かつ、過年度にこの補助金を受けられてない方が、町内の業者を利用して住宅のリフォームを行う場合の補助金。50万円以上の経費に対して10%の補助。上限20万円。
がんばる商店応援補助金	多賀町の商店が店の設え・迎客の装置・集客の装置の設置や改装・新規開業する際の補助金。補助率1／2、上限300万円。
パイプハウス設置事業補助金	野菜または花きを生産する農業者に農業振興のため、パイプハウスを設置する経費の一部を補助する制度。設置工事費の1／4以内の額。上限50万円。
学校給食野菜生産拡大事業補助金	学校給食用の野菜を安定供給し供給量拡大に対する補助金。5a以上の農地拡大をおこなった場合1a当たり5,000円。
住宅用太陽光発電設備等導入補助金	町内に居住し、町税等の滞納がなく、過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない方。先着順。太陽光発電システム・上限10万円。蓄電池・上限10万円。LED照明器具・上限5万円。
多賀町産木材利用住宅促進事業	多賀町産の木材を利用して町内に住宅を新築される方に対する助成制度。多賀町産の木材1㎡あたり2万円。5㎡以上使用、上限30万円。多賀町産木材であることが証明され、年度内に完成することが条件。
木質バイオマスストーブ購入促進事業	町内に居住または事務所を有する方が、ペレットストーブまたは薪ストーブを購入設置される際に経費の一部を助成する制度。補助率1／3、上限10万円。年度内に設置することが条件。
多賀町小規模農地獣害対策事業補助金	農作物の栽培の場と生きがいを守るために、耕作地等に設置する獣害防護柵の設置等に要する経費の一部を補助する。高齢者(補助金を受けようとする年度において65歳以上の者)のみで構成される世帯(ひとり暮らしの者も含む)は、5万円。上記以外の世帯は2万5千円。

〈税務住民課〉(有)2-2012 (電)48-8114	
人間ドック・脳ドック検診費用助成制度	多賀町国民健康保険の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック検診費用の一部助成を行う(備考)予算の範囲内。詳細規定あり。補助率1／2、上限2万円。
福祉医療助成制度「子育て応援医療費助成制度」	町内在住の中学生までの医療費全額を助成する。(ただし、保険適用部分に限る。)
税の前納報奨金制度	固定資産税の全期分を前納された場合の報奨金制度。2期の税額×0.3%×15ヵ月。上限2万円。

〈教育総務課〉(有)2-3746 (電)48-8123	
就学援助制度	経済的な理由により義務教育における学用品・給食費等の負担が困難な保護者への支援制度。(備考)随時受付(ただし、受付日以降の月額援助費の支給となる。)、審査あり。
特別支援教育就学奨励費補助金	障がいを持つ児童・生徒の保護者に対する学用品・給食費等の支援制度。(備考)随時受付(ただし、受付日以降の月額援助費の支給となる。)、審査あり。
多賀町育英資金制度	経済的な事由により高等学校・大学等の就学に必要な自己負担経費の一部を補助する制度。(備考)申請期間・審査あり。高校生月額1万円。大学等月額2万円。

〈生涯学習課〉(有)2-3740 (電)48-8130	
体育・スポーツ大会出場激励金	多賀町の体育・スポーツの水準向上を図るため、各種の体育・スポーツ大会滋賀県予選において優秀な成績をあげ、近畿大会や全国大会等に出場される選手または団体に対して激励金を交付する制度。

〈学校教育課〉(有)2-3741 (電)48-8123	
土曜講座(サタスタ)	9月～翌年3月(土曜・月3回)中学生の希望者を対象に塾講師による国語・数学・英語指導(備考)参加費無料(教材費が必要)。
中学生海外派遣研修事業補助金	中学生の希望者による海外派遣に関する自己負担経費の一部を町が補助する制度。

4月11日

緑のふるさと協力隊がきました!

緑のふるさと協力隊って?

いま若者たちの間で田舎での暮らしに大きな関心があつまっており、

「田舎で暮らす」ことが一種の憧れになっています。

農山村の人々が必要としているさまざまな分野において力いっぱい仕事を手伝いたい、住民の方々との暮らしを通じて自分を高めたい……。動機はさまざまですが、その根底には「豊かな自然環境の中で力いっぱい活動してみたい」という想いがあります。そんなエネ



▲委嘱式のようす(左側が大阿久さん)

3月14日

車いす受贈

滋賀県グラウンドゴルフ協会から車いすを寄贈していただきました。滋賀県グラウンドゴルフ協会会員の皆さんから寄せられたホールインワン基金で各市町団体へ車いすを寄贈されているもので、多賀町では杉の子

作業所へいただきました。

作業所の方が早速使用され、「この車いすは座るところが広くて良い。いつもしている部品の検査や部品を箱に入れる作業がはかどりそうだ。」とのコメントをいただきました。

ルギーに満ちあふれた「若い力」が農山村を手伝う!……それがこのプログラムです。

協力隊員の紹介

名前■大阿久郎太

年齢■39歳

派遣先■栗栖

出身■埼玉県



新年度

kikitoペーパーを使います

適切に間伐(※)を行い管理された森林は、太くて優良な木材ができるとともに、町土を保全したり、二酸化炭素を多量に吸収したりと、地球温暖化防止にも役立ちます。

また、間伐された木材を有効に利用することは低炭素社会に大きく貢献します。

kikito(湖東地域材循環システム協議会)では、町内で間伐され放置されている間伐材を森林所有者から買い取り、その間伐材を原料としたコピー用紙など(クレジット方式)を製造、販売されています。

今まで放置されていた材を買い取ることで、少しでも山に目を向けてい

ただき、森林を手入れする手助けをしたいという考えに共感し、多賀町では、新年度より役場で使用する用紙の一部にkikitoペーパーを採用します。

今後、皆さんもお目に触れることがあるかもしれませんが、その際にはぜひ森林のことに思いをはせていただければと思います。

※間伐(かんばつ)…森林手入れ法の一つで、残った木の成長を促すために木の一部を伐採すること。

kikito(湖東地域材循環システム協議会)とは

森林とともに豊かに暮らしていける未来をめざし、人の営みと森林が結びつくカタチをていねいに育てるプロジェクトに取り組んでいる団体

です。湖東地域を中心に、びわ湖の森や資源の活用に関わる企業や行政などさまざまな人々で構成されています。

kikitoペーパーとは

森林整備と資源の循環利用を目的とし、以前は放置するか廃棄すること

が多かった間伐材などを有効利用してつくられた商品です。



3月中旬

ささゆり保育園の屋上緑化



多賀町にあるNPO法人モスグリーンEcoが、ささゆり保育園の屋上にヨシ緑化パネルを設置されました。これは水質の浄化や、省エネなどに期待されるものです。

ヨシが1本3メートルに成長するのに琵琶湖のチッソ、リンを含んだ水を1t吸収して育ちます。そのヨシを15,900本使用されています。しかも、ヨシパネルの水の吸収は1㎡当た

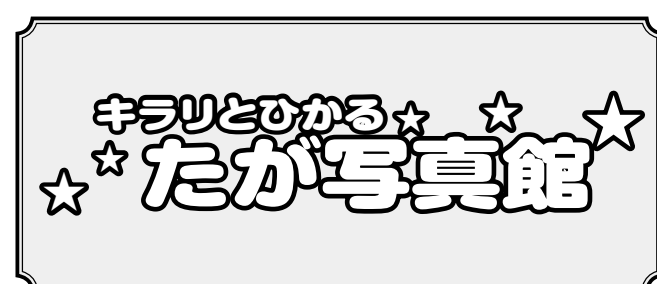
り50ℓで、年間少なく見て2ℓペットボトル22,500本分の節水となり、濁流を琵琶湖に流さずにすむそうです。さらに、コンクリートの建物の屋上を覆うことで室内の温度を約6度低下できるそうです。また、ヨシは杉の子作業所に編んでもらったものを使用し、コケは一ノ瀬の高齢者の協力のもと栽培されたものを使用するなど地域の活性化も考えておられます。

3月29日

二宮金次郎像除幕式

多賀小学校で二宮金次郎像のお披露目がありました。多賀小学校の同窓会から学校に贈られたもので、式には多賀小学校の6年生たちも出席し、二宮金次郎の歌を参加者全員で歌い

ました。除幕式が終わると子どもたちはすぐに二宮金次郎像に駆け寄るなど、興味津々でした。



毎月の10カ月健診時にふれあいの郷で撮影しています。
※詳しくは企画課広報担当へお問い合わせください。



重森 咲希ちゃん



夏原 莉凰ちゃん



西村 陽奏ちゃん



西村 陽愛ちゃん



大久保龍羽ちゃん



角田 友晴ちゃん

人事異動のお知らせ

多賀町役場職員の人事異動が、平成25年4月1日付で発令されましたので、お知らせします。()は前任。

町長部局		
課長補佐級		
福祉保健課長補佐	喜多美由紀	(税務住民課長補佐)
税務住民課長補佐	奥川 明子	(会計室長補佐)
会計室長補佐	小財 洋子	(税務住民課長補佐)
地域整備課長補佐	藤本 一之	(地域整備課係長)
福祉保健課長補佐	大岡まゆみ	(生涯学習課係長)
係長級		
産業環境課係長	野村 博	(生涯学習課係長)
総務課係長	野口 一	(税務住民課係長)
産業環境課係長	大久保喜久夫	(産業環境課主査)
企画課係長	山本 悟史	(企画課主査)
総務課係長	エルドレッジ 梓	(総務課主査)
一般職		
彦根愛知犬上広域行政組合(派遣)	寺西 宜久	(総務課)
総務課	勝間 大樹	(学校教育課)
教育委員会部局		
課長級		
教育次長	松原 節子	(教育次長兼教育総務課長)
教育総務課長	川那部晴朗	(生涯学習課長)
生涯学習課長	田畑 彰	(産業環境課参事)
学校教育課長	成宮 敏彦	(豊日中学校)
滋賀県教育委員会	清水 良信	(学校教育課長)
課長補佐級		
学校教育課長補佐兼教育総務課長補佐	藤井 純子	(稲枝西小学校)
教育総務課長補佐	園田 秀志	(教育総務課係長)
滋賀県教育委員会	岸邊 秀子	(学校教育課長補佐兼教育総務課長補佐)
係長級		
生涯学習課係長	谷川 嘉崇	(総務課係長)
学校教育課係長	渡邊 美和	(学校教育課主査)
一般職		
生涯学習課	西口 茜	(教育総務課)
教諭・保育士(園長級)		
多賀ささゆり保育園長	新谷 純子	(多賀ささゆり保育園長補佐)
教諭・保育士(園長補佐級以上)		
多賀幼稚園長補佐	河池 弥生	(多賀ささゆり保育園分園・たきのみや保育園長補佐)
多賀ささゆり保育園分園・たきのみや保育園長補佐	宇野 直美	(多賀幼稚園長補佐)

議会部局

課長級
議会事務局長

新規採用

税務住民課	高橋 結
教育総務課	西村 良健
多賀ささゆり保育園	福坂 麻美

退職

議会事務局長	大矢 勝
多賀ささゆり保育園長	伊東 悦子
多賀ささゆり保育園	形部 瑞穂

総務課 (有)2-2001 (電)48-8120 soumu@town.taga.lg.jp
税務住民課(税務) (有)2-2041 (電)48-8113 zei@town.taga.lg.jp

多賀町まちづくり応援寄附金の状況について公表いたします

多賀町まちづくり応援寄附条例に基づき、まちづくり・地域づくりを推進するため、寄附金を募っています。

平成24年度は、1件(個人) から総額100,000円のご寄附をいただきました。(平成25年3月31日までの入金分)右記の事業の財源として有効に使わせていただきました。

運用状況		
寄附目的事業名	件数	寄附金額
産業または観光の振興に関する事業	1件	100,000円
ふるさと納税の手続きについての詳細は、町ホームページに掲載しております。また、お問い合わせは、下記担当課までお願いします。	寄附金の手続きに関すること …総務課	住民税の控除に関すること …税務住民課

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

平成25年度多賀町若者定住支援事業の申請受け付けを開始します!!

多賀町では住宅の新築や、親世代との多世代同居により多賀町に定住しようとする若者などを応援するため、取得された住宅に課税される固定資産税相当額(家屋分のみ)を3年間助成します。

申請は毎年度必要になり、申請期限を過ぎた場合は当該年度分の助成を受けられませんので、必ず期限内に申請をおすませください。

平成25年度分助成金の対象住宅(家屋)

- 平成25年度から新たに固定資産税を課税された住宅(新規申請分)……平成24年1月2日から平成25年1月1日の間に取得された住宅
 - 平成24年度から固定資産税を課税された住宅(継続申請分)……平成23年1月2日から平成24年1月1日の間に取得された住宅
- ※平成26年度以降に課税を受けることとなる住宅(平成25年1月2日以降に取得された住宅)については、平成26年度からの申請になります。

平成25年度分助成金の申請期間
1年間分の固定資産税を完納していただいた日から平成26年3月31日まで
助成額
対象住宅(家屋のみ)に課税される固定資産税相当額(新築軽減適用後の額)を3年間助成します。ただし、1年あたり10万円を上限とします。また、対象住宅の工事を町内建築業者が元請けでおこなったときは1年目の申請時に限り、別途割増助成があります。

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

空き家住宅に関するお知らせ

空き家情報登録制度

多賀町では各地域で年々空き家が増加しています。空き家はそのまま放置すると朽ちていき、景観を損ねるだけでなく、倒壊の恐れが出てきます。

空き家を地域の資源と捉え、当町に定住を希望される方の住居として有効に活用していただくため、6月から「空き家情報登録制度」を創設します。

この制度は空き家所有者と利用希望者との橋渡しをするための制度で、町は双方に情報を提供し、空き家の貸し借りや売買の交渉は、所有者と利用希望者の当事者間で直接おこなっていただくことになります。

多賀町内に所有されている空き家を「貸したい」「売りたい」とお考えの方は、ぜひ当制度への登録をお願いします。登録の手続きは多賀町ホー

ムページでも紹介していますが、企画課までご連絡いただければ書類を送付させていただきます。

空き家住宅等除却支援事業

老朽化等により空き家情報登録制度で活用が見込めない空き家住宅については、安全・安心な住環境づくりを促進するため、空き家住宅の所有者が町内業者に請け負わせる除却工事に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。(補助金の交付決定前に着手した除却工事は対象となりません。)

補助対象住宅は次のいずれかに該当する住宅です

- 除却工事を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地を地元自治会へ10年間以上貸与ま

たは本町に寄付されるもの。

- 構造または設備がいちじるしく不良であるため居住の用に供することがいちじるしく不適当な不良住宅。(町職員が住宅の不良度を評定し、合算した評点が100以上と判定した住宅)

補助基本額

実際の除却工事に要する経費と国土交通大臣が定める標準除却工事費とを比較して少ない方の額に8割を乗じて得た額。

補助金額

前述の補助基本額に2分の1を乗じて得た額以内とし、50万円を上限とする。

その他

事業の詳細や助成を受けるための要件等につきましては、企画課へお問い合わせください。



住まいの地震対策

私たちが住む滋賀県は琵琶湖西岸断層など複数の断層があり、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあります。

また、東南海・南海地震は、今後30年間の発生確率が50%～70%とされ、近い将来、必ず起こるといわれている巨大地震です。

地震の発生は食い止められませんが、「住まいの耐震化」により被害を大幅に減らすことができます。そのため第1歩は耐震診断によりお住まいの耐震性を知ることから始まります。

木造住宅の無料耐震診断(先着5戸まで)

多賀町木造住宅耐震診断員派遣事業

昭和56年5月以前に建てられた住宅(旧基準木造住宅)は、現在の基準に比べて低い耐震基準により建築されているため、地震により大きな被害を受ける可能性があります。

多賀町では、地震に強いまちづくりをすすめるために、申請された方のご自宅などに滋賀県に登録された耐震診断員を派遣して、専門家による木造住宅の無料耐震診断を実施しています。(主に目視による診断です。)

診断実施戸数■5戸

木造住宅の耐震改修費の一部を補助します

多賀町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業

耐震診断の結果、補強が必要であると診断された木造住宅の耐震改修、または耐震改修と併せた地震災害時の避難を容易にするバリアフリー改修にかかる費用の一部を補助します。

補助額				
補助対象となる工事費	50万円超100万円以下	100万円超200万円以下	200万円超300万円以下	300万円を超える
補助金の額	10万円	20万円	30万円	50万円

※その他にも要件を満たせば、割増事業に該当する工事があります。

耐震改修費用の一例(参考)

延べ床面積120㎡で、耐震改修前の評点0.5を1.0に上げるときにかかる費用の目安

単位費用(円/評点・㎡)		改修後評点	改修前評点	述べ床面積(㎡)	耐震改修工事費
27,000	×	1.0	0.5	120	162万円
					補助額
162万円					20万円
					実質負担額
					142万円

※単位費用とは床面積1㎡当たり評点1向上するのに必要な耐震改修工事費をこれまでの実績から算出したもので、上記の工事費はあくまで目安の金額であり、実際の金額と異なる場合があります。



▲震災により倒壊した家屋

受付期間■平成25年5月～平成25年10月末(申し込み数が実施戸数になり次第受付終了します。)

対象木造住宅(旧基準木造住宅)の要件■

- ・昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ・延べ床面積の1／2以上が住宅として使われているもの
- ・階数が2階以下かつ述べ床面積が300㎡以下のもの
- ・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)でないもの

対象となる改修工事の要件

耐震診断の結果、総合評点が0.7未満(倒壊の可能性が高い)と判断された旧基準木造住宅を0.7以上に引き上げるための改修工事で、滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者名簿に登録された者による設計・工事であること。

耐震シェルターなどの設置費用の一部を補助します

多賀町個人木造住宅への耐震シェルター等普及事業

地震による家屋の倒壊から最低限生命(いのち)を守るため、安全な空間を比較的安価で確保できる耐震シェルターや防災ベッドの設置に係る費用の一部を補助します。

対象木造住宅■耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと診断された旧基準木造住宅

補助額■20万円／戸を限度とする。

耐震シェルターの参考価格 25万円～

防災ベッドの参考価格 21万円～

※上記金額はあくまで参考とお考えください。



▲耐震シェルター、防災ベッドの展示の様子

産業環境課(環境) (有)2-2030 (電)48-8117 kankyo@town.taga.lg.jp

住宅用太陽光発電設備等導入補助金

平成24年度に引き続き、平成25年度も住宅用太陽光発電設備等導入に対する補助を行います。個人住宅に太陽光発電設備などを設置した場合に、その経費の一部を補助します。内容は下記のとおりとなりますが、詳しくは、多賀町役場のホームページに補助金交付要綱を掲載しましたので、合わせてご覧ください。

補助対象者

町内に居住し、町税などの滞納がなく、過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない方。

対象設備

- ・太陽光発電システム
- ・蓄電池
- ・LED照明器具(工事を伴う20万円以上のものに限る。)

産業環境課(農政) (有)2-2030 (電)48-8117 nousei@town.taga.lg.jp

農業委員会だより

3月13日に開催された委員会の審議内容です。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による農地所有権の移転許可申請……………1件

※農地である田や畑を、売買や贈与で耕作権や所有権を変更するための申請です。

- ・議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について……………2件

※他人の農地を農地以外に転用し、賃貸や売買するために必要な申請です。

- ・議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定にもとづく農用地利用集積計画の決定について……………27件

※所有者と農地の貸し借り期間を設定して耕作する

制度です。

- ・報告第1号 農地法第3条の3第1項に規定による届出について……………1件

※相続等によって、農地の権利を取得された方が行う届出です。

- ・報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規程による農地転用届出について…1件

※市街化の農地を転用し、第3者と売買等を行うことの届出です。

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知書の受理について……………4件

※農地の所有者と借り手の方で設定した利用権を解除した旨の報告です。



福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです

産科医療補償制度は重度脳性まひのお子さんをご家族を支援する制度です。

対象および申請期限

対象■平成21年1月1日以降に出生したお子さんで、次の基準をすべて満たすとき

- ・在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ・身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ
- ・先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

申請期限■お子さんの満5歳の誕生日まで

※補償対象に該当する可能性があると考えられる場合は、下記へご相談ください。

お問い合わせ

産科医療補償制度専用コールセンター

03-5800-2231

(受付時間：9時～17時(土日祝除く))

産科医療補償制度ホームページ

http：//www.sanka-hp.jcqh.or.jp/

産業環境課（環境） (有)2-2030 (電)48-8117 kankyo@town.taga.lg.jp

狂犬病予防注射はお済みですか？

飼い主には狂犬病予防法により、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受ける義務があります。集合注射を受けられなかった場合、各自で獣医師のもとへ行き、個別注射を受けなければいけません。5月にも集合注射日を設けておりますので、4月の集合注射に来られなかった方はぜひご利用ください。

5月の集合注射日程

日時■5月9日(木)

13時30分～14時30分

多賀町役場

新規登録手数料■3,000円／1頭

狂犬病予防注射等手数料(集合)■3,200円／1頭



産業環境課（環境） (有)2-2030 (電)48-8117 kankyo@town.taga.lg.jp

飼い犬が行方不明になったら？

飼い犬の行方がわからなくなっても、「犬なら自分で家に帰ってくる」「近所でうろついているだろう」と安易に考え、すぐに探しだそうとしない方が見受けられます。

しかし、犬は行動範囲が広く、放っておくと遠くの集落まで行ってしまう上に、役場や他の第三者に保護された場合、飼い犬は自分で帰ることはできません。

多賀町では、犬を保護した後、しばらくすると湖南市の「動物保護管理センター」に移送するため、ご連絡が遅れた場合、返還のために湖南市まで向かっていただくことになりかねません。

万が一、飼い犬が行方不明になった場合は、すぐに産業環境課へご連絡ください。

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 kikaku@town.taga.lg.jp

地区計画の申し出制度を開始しました

地区計画とは、住民や土地の所有者、民間事業者の方などの申し出により町が策定するまちづくりのルールです。都市計画法に規定されており、建築確認申請制度、開発許可制度と連携して、その地域に合わせた秩序ある街並み形成を図ることができます。また、地区計画を策定した場合には、市街化調整区域においても開発許可申請が可能になります。

地区計画の申出を考えられる方は企画課までお問い合わせ

総務課(人権推進) (有)2-2001 (電)48-8121 soumu@town.taga.lg.jp

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所を開設します

日時■6月3日(月) 9時～12時

場所■①多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷 ボランティア室

②大滝林業技術研修センター 小会議室

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 滋賀県人権擁護委員連合会事務局 (電)077-522-4673

6月1日は人権擁護委員の日です

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。多賀町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

氏名	住所	電話番号	有線
若林 幸雄	敏満寺158番地	48-0091	2-2845
西河 伸市	佐目572番地3	48-1647	6-5040
藤澤 道子	樋田202番地	49-0032	5-5915
近藤 友子	久徳487番地1	48-1147	3-3586

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。現在、約14,000人の委員が全国の各市町村に配置され、講演会や座談会を開

催し、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動に努めています。また、法務局の人権相談所および市町村役場などで臨時に開設した相談所ならびに委員の自宅で、住民の皆さんの悩みごとや心配ごとの相談を受けています。皆さんの一番身近な相談相手です。

また、毎年、全国人権擁護委員連合会・滋賀県人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に、制度の周知を呼びかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

たが民児協だより 民生委員・児童委員 -心のふれあいを大切に-

「民生委員児童委員の日」 活動強化週間 5月12日～18日

～私たちの活動を知っていただくために～

民生委員児童委員は、住民の立場にたって、安心で安全な暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

それぞれ担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、次のことを基本とし、個人情報に配慮しながら、さまざまな活動に取り組んでいます。

社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズの把握

相談のはたらき

地域住民が抱える問題についての相談や助言

情報提供のはたらき

社会福祉制度やサービス内容についての情報提供

連絡通報と調整のはたらき

個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関などとのパイプ役や調整役

生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動や支援体制づくり

意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じ民児協を通し、関係機関などへの意見提起

「民生委員児童委員の日」を中心とする「活動強化週間」には、より多くの皆さんに民生委員児童委員の活動を知っていただけるよう、各地の民生委員児童委員組織(民児協)がPR活動を行います。この機会に民生委員児童委員活動に関心とご理解を寄せていただきたいと思います。



▲駅前での街頭啓発のようす

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)48-8114 jyumin@town.taga.lg.jp
日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)23-1114

国民年金保険料の納付は「口座振替の早割制度」がお得です！

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にされると、毎月15,040円の保険料が14,990円となり、月々50円お得です。お申し込みは、口座振替を希望される郵便局・金融機関等、またはお近くの年金事務所国民年金課までお願いします。なお、口座振替の早割制度を申し込まれると、初回に原則2カ月分(割引のない前月分と割引のある当月分)が振替になります。

口座振替

〈早割制度(当月末振替)〉

毎月の保険料を当月末に振り替えます
納期限(翌月末)よりも1カ月早く振り替えるため保険料が月々50円割引になります。

〈毎月納付(翌月末振替)〉

毎月の保険料を翌月末に振り替えます
納期限(翌月末)の振り替えになるため保険料の割引はありません。

納付書による納付

〈毎月納付〉

毎月の保険料を納付書で納付する場合は、保険料の割引はありません。
※前納を希望される場合は年金事務所までご連絡ください。

第3号被保険者の届出忘れはありませんか？

厚生年金保険または共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方は、日本国内に住所がない方を含めて、届出をすることにより、国民年金第3号被保険者となります。第3号被保険者の

方の保険料は、配偶者が加入している年金制度から拠出されますので個別に納付する必要はありません。
詳しくはお近くの年金事務所国民年金課にお問い合わせください。

納め忘れはありませんか？

国民年金保険料申請免除を提出し一部免除が承認された方については、承認期間について一部免除以外の保険料(1／4納付、半額納付、3／4納付)を納付期限である2年以内に納付いただかないと、未納と同じ扱いに

なり将来的な年金の金額に反映されません。
納付書を紛失されている場合は、お近くの年金事務所に連絡願います。

滋賀県国民年金基金 (電)077-525-9821 (フリーダイヤル 0120-65-4192)

国民年金基金加入のおすすめ

☆加入できる方は？

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、国民年金本体の保険料を納付している方が加入できます。(自営業者・フリーランスなど)

☆節税しながら老後の資金づくりを！

支払った掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

☆給付のタイプは？

終身年金2種類と確定年金5種類の計7種類です。
・生涯にわたり年金を受け取れる「終身年金」…A型・B型
・受け取り期間が決まっている「確定年金」…I型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型

☆掛金は？

掛金の額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別により決まります。(掛金の上限は、月額6万8000円)

☆万一死亡した場合の一時金の支給は？

保証期間付の終身年金A型や確定年金I型～Ⅴ型に加入の場合、保証期間内に死亡したとき、ご家族に遺族一時金が支給されます。
やがて訪れる老後の安心のため、現役の今、ご検討ください。

お問い合わせ、資料請求は滋賀県国民年金基金までお願いします。ご希望の方には、訪問のうえ、直接説明することもできます。



彦根市消防署 犬上分署 (電)38-3130

ガス機器による火災およびガス事故の防止



都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になくてはならないものですが、取り扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、ガスを使うときは次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

ガス機器の正しい取り付け

- ガスコンロやガストーブを柱や壁に近付けて長期間使用すると、壁面などを熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔をとって使用してください。
- ガス漏れを防ぐため、ゴムホースなどは器具との接続部分をホースバンドなどで締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れなどの劣化がないか定期的に点検してください。

ガス機器の正しい取り扱い

- ガス機器を点火したときは、必ず火が付いたか確認してください。
- ガスコンロを使用し、揚げ物などをしている際の火災が多く発生しています。揚げ物などをする際には絶対にその場を離れず、また、どうしても離れる場合は短時間であっても、必ずガスコンロの火を消してください。
- 煮炊きなどをする際も、鍋を火にかけたら目を離さないようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のし過ぎによる空焚きがないように注意してください。
- コンロの周囲は、整理・整とんに努め、可燃物などに火が燃え移らないように注意してください。
- 煮こぼれなどによるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素を発生させ、一酸化炭素中毒の原因にもなります。定期的な清掃に努めてください。

十分な換気

- ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇を回したり、窓を開けたりするなど換気を心がけましょう。
- ガス風呂釜や大型湯沸器などの排気筒が外れていたり、鳥が巣をつくっていたりなど、物が詰まった状態で使用すると排気が不十分になり、不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、使用を停止し、点検を実施してください。

ガス漏れに気付いたときの注意点

- ガス漏れなどの異常に気付いたときは、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入れ換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯などのスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

地震が発生したときの注意

- ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわてずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近付けないような揺れの大きな地震の際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処するようにしてください。使用していたコンロ、湯沸器などは、確実に火を消してください。
- プロパンガスボンベを使用している場合は、プロパンガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震などで転倒しないよう鎖などで固定をしてください。

安全装置付ガス機器の使用

- ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーターなどの安全装置やガス漏れ警報器を設置し、吹きこぼれによる「立ち消え安全機能」、揚げ物などの調理中に油の温度が上がリすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」などの安全機能が付いたガス機器を使用することが有効です。
- 安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり、誤って倒したときに自動的に火が消える「対震自動消火機能」のほか、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に火が消える「消し忘れ自動消火機能」などが付いているものもあります。ガスによる火災・事故を未然に防ぐために、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。

住宅用火災・複合型警報器の設置

ガス機器による火災およびガス事故を総合的に防止するためには、ガス漏れと一酸化炭素の発生を検知する複合型警報器に、熱または煙感知機能が加わった住宅用火災・複合型警報器を設置することが有効です。



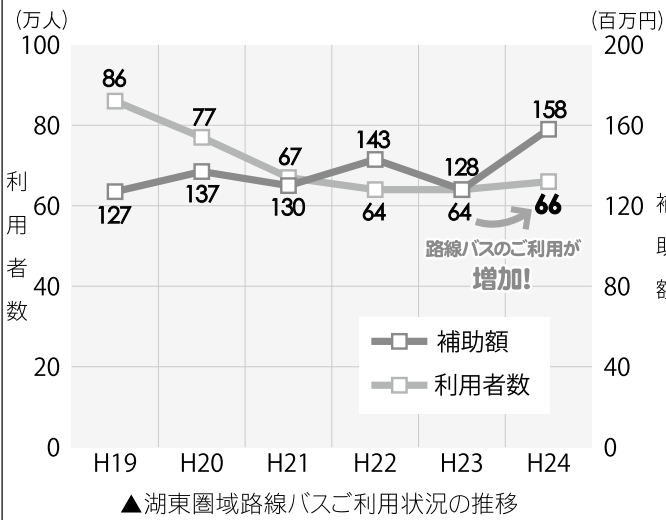
湖東圏域公共交通 ニュースレター → vol.11

発行 湖東圏域公共交通活性化協議会

湖東圏域路線バスご利用状況

湖東圏域を運行する路線バスの平成24年度のご利用状況をお知らせします。

平成23年10月～平成24年9月利用者数 約66万人（バス事業者への赤字分を約1億5,800万円補助しています。）



路線バス利用者数は、これまで年々減少していましたが、平成24年度（H23年10月～H24年9月）は約66万人と前年度の約64万人から増加に転じました。

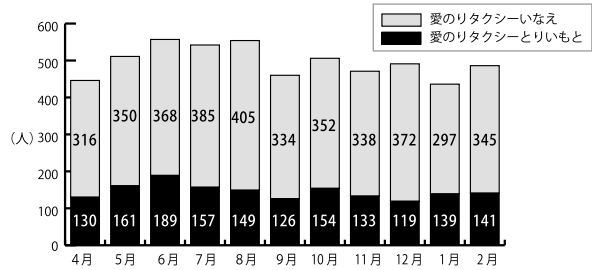
一方で、湖東圏域でのバス運行を維持していくため、運行にかかる経費を運賃収入等では賄いきれない赤字分約1億5,800万円（平成24年度）を各市町や県が補助しています。路線バスは、自らの交通手段を持たない人にとっては、通勤や通学、病院への通院、買物などの日常生活を支えるのに、無くてはならない存在です。月に1回、2回でも「バス」をご利用いただくことが路線バスの運行の支えになります。

予約型乗合タクシー「愛のリタクシー」ご利用状況

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年2月28日）の「愛のリタクシー」のご利用状況をお知らせします。

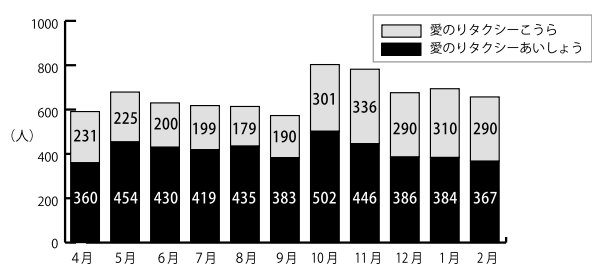
<愛のリタクシーとりいもと・いなえ>

利用者数 約5,460人
（タクシー事業者に運行にかかる赤字分を約7,890千円補助しています。）



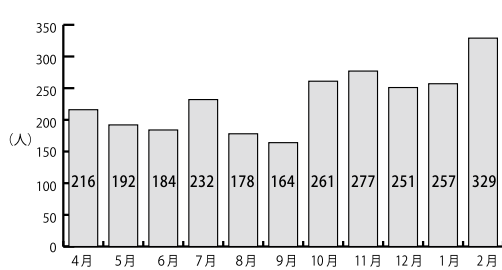
<愛のリタクシーあいしょう・こうら>

利用者数 約7,320人
（タクシー事業者に運行にかかる赤字分を約10,160千円補助しています。）



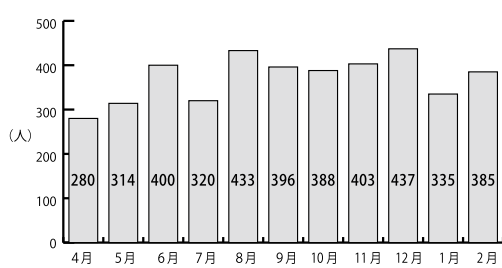
<愛のリタクシーかわせ・とよさと>

利用者数 約2,540人
（タクシー事業者に運行にかかる赤字分を約3,150千円補助しています。）



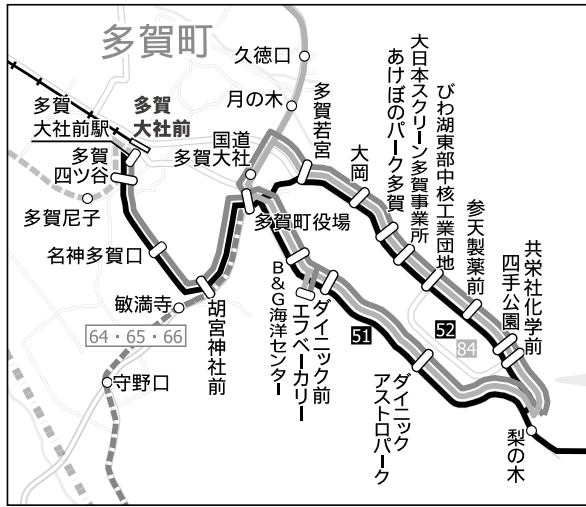
<愛のリタクシーたが>

利用者数 約4,090人
（タクシー事業者に運行にかかる赤字分を約5,980千円補助しています。）



路線バス一部改正のお知らせ

4月1日からのバス路線改正内容をお知らせします。



系統の新設～ブリヂストン線を延伸し、ダイヤを改正しました！

びわこ東部中核工業団地の従業員の方からのアンケート結果を踏まえ、より多くの利用者ニーズに対応できる運行ダイヤに見直しました！

<延伸部分>

多賀大社前駅⇄国道多賀大社
⇄びわこ東部中核工業団地
⇄エフバーカー⇄多賀町役場
⇄多賀大社前駅



稲枝循環線を延伸しました！

聖泉大学の学生や教職員の通勤通学へ対応するため、稲枝循環線の稲枝駅～聖泉大学へ路線バスを延伸しました！

<延伸部分>

稲枝駅 ⇄ 聖泉大学

公共交通を元気にする取組を進めます！ 平成25年度の主な取組内容

■ 路線バス実証運行

平成24年度に実施したアンケート調査や実態調査の結果を踏まえ、利用者のニーズにあった路線、ダイヤ設定への見直しを行うことで、利便性の向上をめざします！

■ 予約型乗合タクシー愛のリタクシーの本格運行

利用状況や利用者のニーズに基づき、鉄道ダイヤ等を考慮し、必要に応じた見直しとともに、乗合率の向上を図り、効率的で長期的な継続運行をめざします！

■ 公共交通サービスに関する情報提供

路線バスに関する駅周辺での情報提供や WEB・携帯での情報提供、予約型乗合タクシーの利用者数増加に向けて 紙媒体での情報提供を充実させ、使いやすさの向上をめざします！

■ 公共交通の利用促進

小学校の学童に対するモビリティ・マネジメントや イベントとの連携による啓発、企業や地域に対する公共交通の利用啓発を行い、利用者の確保をめざします！

※モビリティ・マネジメントとは、ひとり人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策を意味します。

湖東圏域の公共交通をより良くするためのご意見をお寄せ下さい

湖東圏域公共交通活性化協議会 （事務局）彦根市役所交通対策課

〒522-8501 彦根市元町4番2号
電 話：0749-30-6134 FAX：0749-24-8517
e-mail：koutsutaisaku@ma.city.hikone.shiga.jp

【協議会の構成】

湖国バス(株)、彦根観光バス(株)、近江タクシー(株)、(社)滋賀県バス協会、滋賀県タクシー協会、私鉄滋賀県協議会、滋賀県タクシー労働組合連絡協議会、西日本旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)、彦根警察署、東近江警察署、滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根市身体障害者更生会、彦根市老人クラブ連合会、愛荘町シルバー人材センター、愛荘町秦荘老人クラブ連合会、豊郷町老人クラブ連合会、豊郷町社会福祉協議会、甲良町老人クラブ連合会、彦根交通安全協会甲良支部、多賀町民生委員児童委員協議会、旧多賀町公共交通会議、近畿運輸局、湖東土木事務所、滋賀県、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

産業環境課（環境）（有）2-2030（電）48-8117 kankyo@town.taga.lg.jp

緑のカーテン栽培講習会の受講者を募集します！

緑のカーテンとは、単年性のつる性植物（ゴーヤ、アサガオなど）を使って、直射日光からの日よけと葉っぱからの蒸散作用によって、室内温度を下げ、快適な空間をもたらすものです。湖東地域では、温暖化対策の取り組みとして緑のカーテンづくりを応援します。今年度も昨年度と同様に、湖東定住自立圏での1市4町で開催します。

日時	場所	人数
5月26日(日) 9時～12時	彦根市南地区公民館	50人
6月8日(土) 9時～12時	せせらぎの里こうら (甲良町の道の駅)	30人
6月15日(土) 9時30分～12時	豊郷町 隣保館	30人

※昨年度の受講者数：77人

内容■苗の育て方、設置方法など

参加費■無料。募集期間5月1日～それぞれの日程の2日前まで

受付■平日8時30分～17時15分

プレゼント■受講者にゴーヤの苗を配布（講習会の受講者はコンテスト参加に登録していただきます）

受付窓口■多賀町産業環境課

緑のカーテンコンテストも合同開催します

「緑のカーテンコンテスト」への参加者を募集しており

ます。省エネルギー対策のひとつとして、緑のカーテンを普及することを目的としています。

応募部門■①家庭部門 ②店舗・事業所部門 ③公共施設部門

表彰■賞状・記念品の贈呈

応募方法■応募用紙に必要事項を記入のうえ、登録していただきます

応募期間■5月10日(金)～6月28日(金)

その他■審査の実施、表彰方法等の詳細は、後日お知らせします。

受付窓口■多賀町産業環境課



▲昨年のような

産業環境課（林政）（有）2-2012（電）48-8118 forest@town.taga.lg.jp

森林資源の循環利用の促進を図ります

多賀町では、多賀町産木材を循環利用し、低炭素社会の実現に寄与するとともに、森林の整備をすすめ、森林の公益的な機能の維持増進を図ることをめざした助成制度を設けました。

多賀町産木材利用住宅促進事業

対象者■多賀町産木材を利用して多賀町内に住宅を新築される方

金額■多賀町産木材1㎡あたり2万円（上限30万円）

条件■・多賀町産木材（スギ、ヒノキ、マツなど）を5㎡以上使用すること

・びわ湖材産地証明制度などにより、多賀町産木材を証明できること

・滋賀県内の設計事務所、工務店などが施工すること

・木材の納入年度に竣工できること

その他■若者定住支援事業（多賀町）、木の香る淡海の家推進事業（県産木材利用推進協議会）の助成制度との併用が可能です。

多賀町木質バイオマスストーブ購入促進事業

対象者■多賀町内に居住または事務所を有する方

対象ストーブ■ペレットストーブ、まきストーブ

金額■購入設置にかかる経費の1／3（上限10万円）

条件■ストーブを購入した年度内に設置を完了すること

その他■多賀町内で住宅または事務所を新築される方も対象となります。

福祉保健課（有）2-2021（電）48-8115 fukushi@town.taga.lg.jp

こんにちは保健師です

健(検)診は生活習慣病の「芽」を見つけます！

～特定健診・がん検診のご案内～

生活習慣病の予防には、食生活・運動・喫煙・飲酒・休養などの生活習慣を見直すとともに、定期的に健診を受けることが大切です。「どこも悪くない！」そんなときこそ健診を受けましょう。

町のがん検診を受けると、こんなにいいコトが!!

- ・半日で最大5種類のがん検診を受けられます。
- ・自分の受けたいがん検診を、選んで受けられます。
- ・病院や健診機関まで行かなくても、町内で受けられます。
- ・格安で検診を受けることができます。（検診費用のほとんどを町が負担しています。）
- ・がん検診について、気軽に相談することができます。

検診の種類と検診方法、検診料など

検診種類	対象者	検診間隔	検診方法	検診料
胃がん検診	40歳以上男女	1年に1回	バリウムX線撮影（胃部レントゲン）	900円
大腸がん検診	40歳以上男女	1年に1回	便潜血検査（検便2日法）	500円
乳がん検診	40歳以上女性	2年に1回	マンモグラフィ・視触診	1500円
子宮頸がん検診	20歳以上女性	2年に1回	子宮頸部細胞診	700円
肺がん検診	40歳以上男女	1年に1回	胸部X線検査（胸部レントゲン）+喀痰検査（喫煙指数等により）	200円 （700円喀痰ありの場合）
特定健診	40～74歳の 国民健康保険の方	1年に1回	問診・身体測定・診察・血圧測定・血液検査・検尿	無料

・70歳以上の方のがん検診は、検診料が無料です。

・69歳までの町県民税非課税世帯の方は、がん検診の検診料が無料になりますので、事前に申請してください。

平成25年度検診日程

総合健診日程【時間▶9時30分～11時】

特定健診（採血・検尿・診察など）と、各種（胃・大腸・肺・子宮・乳）がん検診が半日で受診できる総合健診
※特定健診は、加入している健康保険が発行する受診券が必要です。

健診日■5月29日(水)、6月1日(土)、6月20日(水)、7月2日(火)

場所■多賀町総合福祉保健センター

各がん検診日程【時間▶9時30分～11時】

〈胃がん検診〉と〈大腸がん検診〉のみ実施の日程

9月5日(木)	多賀町総合福祉保健センター
9月14日(土)	
10月11日(金)	
10月30日(水)	

〈子宮頸がん検診〉と〈乳がん検診〉のみ実施の日程

10月16日(水)	多賀町総合福祉保健センター
11月6日(水)	

〈肺がん検診〉と〈結核健診〉のみ実施の日程

9月4日(水)	多賀町総合福祉保健センター
9月12日(水)	

※子宮がん・乳がん検診は医療機関での検診もあります。

特定健診日程【時間▶9時30分～11時】

〈特定健診〉のみ実施の日程

※特定健診は、加入している健康保険が発行する受診券が必要です。

6月3日(月)	多賀町総合福祉保健センター
7月31日(水)	佐目集会所
9月26日(木)	中央公民館
9月27日(金)	多賀町総合福祉保健センター
9月30日(月)	川相生活改善センター
11月22日(金)	多賀町総合福祉保健センター

※希望される日程を福祉保健課までお申し込みください。

※定員によりご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 tosho@town.taga.lg.jp

子ども読書の日行事「うるしぼらひろし漆原宏さん写真展」

日時■～5月26日(日)

場所■あけぼのパーク多賀 ホールギャラリー

内容■日本図書館協会発行の「図書館雑誌」巻頭の「漆原宏のフォト・ギャラリー」でおなじみの写真家漆原さんの写真展です。全国各地の図書館での子どもからお年寄りまでさまざまな世代の方たちが本に親しみ、文化活動を楽しむ姿を大型パネルであたたかく伝えてくれます。

漆原宏さん講演会「ぼくは、図書館がすき」

日時■5月18日(土) 14時～

場所■あけぼのパーク多賀2階 大会議室

内容■漆原さんが撮られた写真のスライドを見ながら話していただきます。

申込み■不要

第55回こどもの読書週間

標語■「たくさん読んで 大きくなあれ」

期間■～5月12日(日)



本の紹介

一般書



ローカル線で行こう!

真保 裕一／著

東京：講談社 913.6シン

廃線間際の赤字ローカル線。故郷の未来を託されたのは、たったひとりの新幹線アテンダント。立ちはだかるのは、やる気を失った社員、一筋縄ではいかない経営幹部、そして次々起こる不穏な事件…。『小説現代』連載を単行本化。



黄金の庭

高橋 陽子／著

東京：集英社 913.6タカ

お寺の閻魔様が動き回り、池の蓮の花からお釈迦様が現れ、質屋で手に入れたオパール指輪が喋り出す。でも町の人々は驚きもしない…。そんな不思議な町の平凡な日常を描く、大人のファンタジー。『すばる』連載を単行本化。

児童書



ようこそぼくのおともだち

野中 柊／作

東京：あかね書房 K913ノナ

こつこつ。こつこつ。いぬのタタンがかってきたたまごのなかから、ノックのおとがきこえてきました。タタンがノックをしかえすと、ちっちゃなひよこのピヨちゃんができました。ふたりはおさんぽにでかけ、ちかくのこうえんで、いろいろなところをノックしてみると…。



林業少年

堀米 薫／作

東京：新日本出版社 K913ホリ

山持ちとして代々(だいたい)続く大沢(おおさわ)家の長男・喜樹(きじゅ)は、祖父・庄蔵(しょうぞう)の期待を一身に受けていた。「何十年後かの山の姿が見えている」という庄蔵が、喜樹には「山の仙人(せんにな)」に見えて…。

絵本



おうさまのおしろ

しろま せいゆう／文と絵

東京：セーラー出版 KEオウ

流れ星が落ちたり、火をふく怪獣があらわれたり、宇宙からお客様がやって来たり…。おうさまの住むおしろには、さまざまなことが起こります。快いリズムの文章とポップな絵で綴る、おうさまのおしろの日々。



からだだいすきえほん

La ZOO／さく

東京：学研教育出版 KEカラ

歯や歯磨きを目で見えて楽しく理解できる絵本。かわいいイラストとお話で、自分の体を思いやる心を育て、正しい生活習慣が身につく。保健指導の時間の読み聞かせにもぴったり。

季節風びわこ道場2013夏の風

飯野和好さん講演会

日時■6月22日(土) 13時30分～(受付開始13時～)

場所■あけぼのパーク多賀2階 大会議室

定員■70名

申込受付■図書館にて6月8日(土) 10時～

参加費■無料

主催■季節風びわこ道場

後援■子どもの本のサークル「このゆびとまれ」

多賀町立図書館応援団

本のカバーかけや修理、書庫の整理などを行っています。

日時■5月11日(土) 13時30分～(毎月第2土曜日)

場所■あけぼのパーク多賀 図書館内

対象■中学生以上の方

本の読み聞かせボランティア募集

多賀町立図書館では、町内の保育園、幼稚園などで絵本の読み聞かせなどをおこなっていただける方を募集しています。興味のある方は図書館までご連絡ください。

読書会(毎月第1水曜日10時～)

一緒に文学の世界を楽しみませんか。

日時■5月1日(水)、6月5日(水)

場所■あけぼのパーク多賀2階 小会議室

対象■大人の方

カレンダー(あけぼのパーク多賀休館日)

5月の休館日 7・13・20・27・30日

※7日(水)は、振替休館日です。

※30日(水)は、月末整理のため休館です。

6月の休館日 3・10・17・24・27日

※27日(水)は、月末整理のため休館です。

移動図書館『さんさん号』巡回のお知らせ

	5月	6月	巡 回 場 所 ・ 駐 車 時 間			
Aコース(大滝)	10日	7日	大滝幼稚園 14:00～14:25	川相 ([皆様の店くぼ]さん横) 14:35～15:00	藤瀬 (草の根ハウス前) 15:10～15:35	たきのみや保育園 15:50～16:20
Bコース(多賀)	17日	14日	多賀清流の里 13:00～13:30	多賀幼稚園 14:00～14:30	犬上ハートフルセンター 14:40～15:10	多賀ささゆり保育園 15:55～16:25

※利用カード、本ともに図書館と共通です。 天候などの都合で巡回中止になる場合があります。

※返却日は、次の巡回日です。団体貸出の場合は、1カ月後となります。

多賀町立博物館 (有)2-2077 (電)48-2077 (F)48-8055 museum@town.taga.lg.jp

多賀町立博物館年間行事予定

少し遅いお知らせになってしまいましたが、2013年度の博物館行事予定が決定しました。今年度は『多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト』を中心に、さまざまな展示・イベントを実施します。発掘状況によってその日程や内容が変更になることがありますので、詳細は随時、広報たがやホームページで確認してください。

展 示 会	トピック展 身近な生き物の話題などを、コンパクトにわかりやすく紹介します。 今年度はカエルなど5つくらいのトピックについて展示する予定です。	
	ギャラリー展 「滋賀県立大学ミニ博」…第1期：5月28日(火)～6月9日(日)、第2期：6月11日(火)～23日(日) 「猿楽の時代と闘茶展」…7月ごろ 「アケボノゾウ発掘20周年記念展示」…10月 「多賀八景写真展」…11月ごろ 「夏休み自由研究展」…11月	
観 察 会	化石発掘体験…5月4日(土) ホタルの観察会…6月 春夏秋冬あけぼのパーク観察会…5月25日(土)・8月・10月・12月 多賀の花の観察会…4月～11月(月1回)	
講 座	夏休み自由研究応援講座…夏休み 講演会「多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト進捗状況」…10月ごろ	
その他のイベント	多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト関連イベント…夏休み 夏休み自由研究展表彰式…11月 博物館研究発表会…3月	

観察会「第2回 多賀の花の観察会」

5月は気候もおだやかで、植物観察をするにはちょうど良い季節です。多賀の花の観察会第2回目は高取山に「朴の花」を見に行きます。朴の花を皆さんは見たことがあるでしょうか？とても大きくて、きれいな花を咲かせます。興味のある方はお気軽に博物館までお問い合わせください。

日時■5月16日(木) 10時～12時

集合場所■多賀町立博物館駐車場(9時30分集合)

参加費■100円(保険料)

※申し込みは不要です。当日、動きやすい服装でお越しください。



▲ホオノキ(中川信子さん撮影)

あけぼのパーク観察会～春の巻～

「自然観察」のために森の奥まで行かねばならないかというと、実はそんなことはありません。身近な公園でも、意外と多くの植物や生き物に出会うことができます。春のあけぼのパークをゆっくり散歩してみませんか？公園を散策した後に、簡単な工作なども予定しています。

日時■5月25日(土) 13時～15時

集合場所■あけぼのパーク多賀 カウンター前

参加費■無料

※申し込みは博物館まで。当日参加も可能です。

B&G海洋センター (有)2-1625 (電)48-1625 b-g@town.taga.lg.jp

生涯学習課 (有)2-3740 (電)48-8130 s-ed@town.taga.lg.jp

犬上郡バレーボール大会参加チーム募集中!

5月25日(土)に犬上郡体育協会主催の犬上郡バレーボール大会「滋賀県民体育大会予選」が甲良中学校体育館で開催されます。詳細は、多賀町体育協会事務局(多賀町B&G海洋センター内)へお問い合わせください。なお、申し込み期限は5月13日(月)です。



多賀町民ディスコン大会参加者募集中!



6月16日(日)に多賀町体育協会主催による多賀町民ディスコン大会が多賀町B&G海洋センターで開催されます。まぶしい青葉の季節に、みんなで心弾むディスコンをしませんか。詳細は、多賀町体育協会事務局(多賀町B&G海洋センター内)へお問い合わせください。

多賀町スポーツ少年団入団式・交流会で待ってます!

6月16日(日)に多賀町スポーツ少年団入団式・交流会が滝の宮スポーツ公園で開催されます。7つのスポーツ少年団の団員と当日参加者が一緒にレクリエーションなどを楽しめます。詳細は、多賀町スポーツ少年団事務局(多賀町B&G海洋センター内)へお問い合わせください。



犬上郡ニュースポーツ大会(ビーチボール)大会報告



2月24日に犬上郡体育協会主催による犬上郡ニュースポーツ大会(ビーチボール)が甲良中学校体育館で開催されました。皆さん日ごろの練習の成果を発揮され、会場は全チームの熱い想いでいっぱいでした。

また、多賀町から参加のTM2がチャンピオンの部で優勝されました! おめでとうございます!

スポーツ推進委員かわらばん

カラダを鍛えれば、
こんなイイコト、
あんなイイコトあります

5月に入り暖かく、カラダを動かしやすい季節になりました。

今までにいろいろなスポーツを紹介してきましたが、今回はスポーツでカラダを鍛えることによる、こんなイイコト、あんなイイコトを紹介します。

細胞が活性化する

カラダのすべては300種類の細胞で形成され、それぞれの役割をこなしています。運動不足になると、使われずに余った脂肪が細胞の中にたまり、肥満の原因になります。しかしカラダを動かすことで細胞が一斉に活性化され、肥満を予防します。

骨の働きが活発になる

人間の骨には姿勢を保ちカラダを動かす役割以外に、血液の成分をつくり、カルシウムを蓄える働きがあります。カラダを動かし骨に重力がかかるとカルシウムやコラーゲン繊維を増やし、強化し、耐えようとします。しかし運動不足が続くと骨が怠けてカルシウムが不足し、身長が縮んだり背中が丸まって腰痛になったりします。

皆さん、スポーツで身体を鍛えましょう。

スポーツ推進委員 集治

資源回収のおしらせ

実施団体	実施日	実施場所	回収品目
たきのみや保育園	5月26日(日)	富之尾バス停ロータリー	新聞、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶

資源回収のルール……必ずお守りください!!

☆分別を徹底してください。 ●新聞……新聞、折込チラシをひもで縛る。 ●雑誌……書籍、パンフレット、封筒、包装紙等をひもで縛る。 ●ダンボール……ダンボール、お菓子・ティッシュなどの紙箱をひもで縛る。	●古着……中身の見えるビニール袋に入れてください。 ※窓明き封筒、感熱・感光紙、複写紙、ワックス加工紙（紙コップ・皿）等は出せません。 ※古着は古着（学生服を除く）のみで布団、毛布類、カーテン、タオル等	は出せません。 詳しくは、各団体から配布されるチラシをご覧ください。 町内の方ならどなたでも持ち込み可能です。この機会にぜひお出しください。
---	---	--

看護フェア2013

「おもい愛」-看護の心を淡海から-
今後の看護と社会との関係を見つめ直し、県民の皆さんが、気軽に「看護」を考える機会を提供し、「看護のこころ」を伝えるために「看護の日」のイベントを開催いたします。
日時■5月12日(日) 11時～16時
会場■栗東文化芸術会館さくら(栗東市糺二丁目1-28)

対象■一般の方

内容■○健康講座 テーマ「生活習慣病：糖尿病 -守りましょう!あなたのからだ-」
○その他
カラーセラピーコーナー
生活習慣病・栄養相談コーナー
育児相談コーナー
プチナースに変身コーナー
高校生・社会人のための進学相談コーナー
看護職の就職相談コーナー

申込■不要

参加費■無料

お問い合わせ

滋賀県看護協会
(有)077-564-9494

平成25年度 彦根行政なんでも相談所

場所■アル・プラザ彦根 6階 特設会場(大学サテライト・プラザ彦根) 〒522-8523 彦根市大東町2-28 日時■5月23日(木)、7月18日(木)、10月23日(水)、平成26年1月16日(木) 13時～16時(※受付：12時30分～15時)	予約■不要。当日お越しいただいた方から順番に案内します。 お問い合わせ 滋賀行政評価事務所 (有)077-523-1926 (有)077-525-1149 shiga30@soumu.go.jp
--	--

初夏の宵の民謡とよし笛のコンサート

日時■5月21日(火) 19時～21時 会場■ダイニックアストロパーク天究館 出演■民謡なごみ会・多賀よし笛愛好会 定員■100名(先着順) 参加費■無料	参加申し込み■天究館へ電話し、留守番電話に参加する全員の名前を録音してください。 お問い合わせ・お申し込み ダイニックアストロパーク天究館 (有)48-1820
---	---

身体障がい者相談員による「身体障がい相談」を行います

身体障がい者相談員は、身体障がいのある方からの日常の相談に応じたり、相談の内容によっては関係機関に連絡をとったりするなど、必要な指導や助言を行うため、また、地域福祉活動の中核となって障がい者福祉の向上を目指すために、町から委託しています。就職・結婚に関することなど、さまざまな相談を受けていただけ	ます。ぜひご来所ください。 相談日■5月25日(土) 13時30分～16時 会場■多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷 ボランティア室 相談員■身体障がい者相談員 お問い合わせ 福祉保健課 (有)2-2021 (有)48-8115
--	---

農業委員会開催のお知らせ

日時■5月14日(火) 15時～
場所■役場2階 大会議室
お問い合わせ
産業環境課 (有)2-2030 (有)48-8117

ご存じですか？ 行政相談員

『困ったら 一人で悩まず 行政相談』

国の役所や公社、公庫、公団といった特殊法人の仕事について、『苦情や要望をどこに申し出てよいのか分からない』『苦情を言いたい、が、直接は申し出にくい』、こんなときは、行政相談委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

行政相談委員■松居 亘 氏
(有)2-2861 (有)48-0521

よろず相談

今月の相談日■5月16日(木)
来月の相談日■6月17日(月)
時間■いずれも9時～11時30分
場所■多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷 ボランティア室

お問い合わせ

多賀町社会福祉協議会
(有)2-2039 (有)48-8127

「にっぽん縦断」こころ旅2013

思い出の場所やエピソードを募集します!
「こころ旅」のルートは皆さんのお手紙で決まります。もしかしたら火野正平さんがあなたの思い出の風景に会いに行くかも!?
応募方法■番組ホームページ、FAX、ハガキ・封書
応募先■http://www.nhk.or.jp/kokorotabi/ (有)03-3465-1327
〒150-8001 NHK「こころ旅」係
締切■5月21日(火) ※必着
放送予定■6月10日(月)～16日(日)
お問い合わせ
NHKふれあいセンター
(有)0570-066-066(ナビダイヤル)
(有)050-3786-5000(ナビダイヤルがご利用できない場合)

手話奉仕員養成講座入門課程の受講生募集

聴覚障がいのある方などの日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と活動を促進するため、日常会話を行うために必要な手話・語彙などを習得した手話奉仕員を養成します。
対象者■手話の学習経験がない方。または、手話の学習経験がおおむね1年未満の方で、以下のいずれにも該当する方。
(1)原則として、全課程が履修できる方
(2)18歳以上(高校生は除く)で町内に在住・通勤・通学の方
定員■愛知・犬上郡内で10人(申し込み多数の場合は、抽選になります。)
聴覚障がいのある方などの日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と活動を促進するため、日常会話を行うために必要な手話・語彙などを習得した手話奉仕員を養成します。
対象者■手話の学習経験がない方。または、手話の学習経験がおおむね1年未満の方で、以下のいずれにも該当する方。
(1)原則として、全課程が履修できる方
(2)18歳以上(高校生は除く)で町内に在住・通勤・通学の方
定員■愛知・犬上郡内で10人(申し込み多数の場合は、抽選になります。)
期間は、手話の学習経験がおおむね1年未満の方で、以下のいずれにも該当する方。
(1)原則として、全課程が履修できる方
(2)18歳以上(高校生は除く)で町内に在住・通勤・通学の方
定員■愛知・犬上郡内で10人(申し込み多数の場合は、抽選になります。)

全国戦没者追悼式への参列者募集

8月15日(木)に日本武道館で開催予定の全国戦没者追悼式に参列されるご遺族の方を募集します。
募集対象者■戦没者(原爆、一般戦死没者を含む)の原則として配偶者、子、父母、兄弟姉妹、孫(原則1柱1回限り)で、8月14日(水)～15日(木)の1泊2日の団体行動ができる方
募集人数■50人 ※応募多数の場合は抽選とします。
参加費■5,000円程度
募集期間■5月1日(水)～5月31日(金) 当日消印有効
応募方法■はがきに①郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別、戦没者との続柄、電話番号。②戦没者の氏名、本籍都道府県名、陸・海軍

の別を記入して送付してください。選考結果は6月下旬ごろに応募者あてに通知します。

お問い合わせ・お申し込み

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
健康福祉政策課 保護・援護担当
(有)077-528-3514
(有)077-528-4850
ea00@pref.shiga.lg.jp

広告募集中

広報紙発行部数：2900部。
1枠：5000円／1カ月



湖国だから、彦根だから
ホテルレイクランド彦根

JR南彦根駅西口前
〒522-0054 滋賀県彦根市西今町62-2
TEL 0749-27-5000
http://www.lakeland.co.jp/



☆特記のない場合、
会場は「多賀町総合
福祉保健センター
ふれあいの郷」です。

福祉保健課
(有)2-2021
(電)48-8115
fukushi@town.taga.lg.jp

相談等(標記の時間は受付時間です)

すこやか相談	6月17日(月)	10時～11時	健康相談、血圧測定、尿検査、体脂肪測定など
すくすく相談	6月18日(火)	10時～11時	子どもの健康、子育てに関する相談、身体計測

健診等(標記の時間は受付時間です)

4カ月児健診	6月3日(月)	13時～13時15分	H25年1月生まれの乳児
10カ月児健診	6月3日(月)	13時15分～13時30分	H24年7月生まれの乳児
2歳6カ月児健診	6月4日(火)	13時～13時15分	H22年11月・12月生まれの幼児
3歳6カ月児健診	6月12日(水)	13時～13時15分	H21年11月・12月生まれの幼児
整形外科健診	6月26日(水)	13時40分～14時	H25年3・4月生まれの乳児

☆各健診には、必ず母子健康手帳・質問票をご持参ください。／2歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。10カ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひおいでください。詳しくは、福祉保健課までお問い合わせください。

予防接種(指定医療機関で1年中実施・予約制)

予防接種名	対象年齢	実施時期と方法	種類
4種混合 (百日せき・破傷風・ジフテリア・不活化ポリオ) または 3種混合 (百日せき・破傷風・ジフテリア)	1期：生後3カ月以上～90カ月未満 2期(2種混合：ジフテリア、破傷風)：11歳以上13歳未満(小6相当の年齢)	1期初回：20日～56日間隔で3回接種 1期追加：3回目接種日から1年後に1回接種 2期：1回接種	不活化ワクチン (6日以上おいて別のワクチンが接種可能)
不活化ポリオ ※1	生後3カ月以上～90カ月未満	初回：20日～56日間隔で3回接種 追加：3回目接種日から1年後に1回接種	
日本脳炎 ※2	1期：生後6～90カ月未満(標準的な時期：3歳～4歳) 2期：9歳以上13歳未満(小3～4年)	1期初回：6日～28日間隔で2回接種 1期追加：2回目接種日から1年後に1回接種 2期：1回接種	
ヒブ (インフルエンザ菌b型) ※3	生後2か月～5歳未満 (標準的な時期：生後2～7か月)	初回：4～8週間隔で3回接種 追加：3回目接種日から7～13月後に1回接種	
小児用肺炎球菌 ※4	生後2カ月～5歳未満 (標準的な時期：生後2～7カ月)	初回：27日以上の間隔で3回接種 追加：3回目接種日から60日以上に1回接種 (追加接種は、生後12～15月に至るまで)	生ワクチン (27日以上おいて別の接種可能)
麻しん風しん混合	1期：12カ月以上～24カ月未満 2期：5歳以上7歳未満の年長児	1期・2期ともに1回ずつ接種	
結核(BCG)	生後12カ月未満(標準的な時期：生後5～8カ月)	1回接種	

※1 ポリオが未接種の方で、3種混合を1回以上接種されている場合は、不活化ポリオワクチンの接種になります。
※2 平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方で、平成17年度に接種が差し控えられたことで接種が受けられなかった方については、20歳の誕生日を迎えるまでは、不足回数分を定期の予防接種として無料で受けられます。
※3 ヒブ生後7カ月～1歳未満で開始の場合：初回2回、初回終了後7～13月後に追加1回計3回生後1歳～5歳未満で開始の場合：1回のみ
※4 小児用肺炎球菌生後7カ月～1歳未満で開始の場合：初回2回、初回2回目から60日以上後に追加1回計3回生後1歳～2歳未満で開始の場合：初回1回、60日後以上に1回計2回生後2歳～5歳未満で開始の場合：1回のみ
☆予防接種には、原則、保護者の同伴が必要です。保護者が同伴できないとき(祖父母やおじ、おばなど)は、福祉保健課までご連絡ください。
☆必ず予約をして、母子健康手帳と予防票を忘れず持参してください。

子育て支援センター(ささゆり保育園2階)／多賀町子ども家庭応援センター主催
(有)2-8137 (電)48-8137 kodomo@town.taga.lg.jp

ひろばの案内

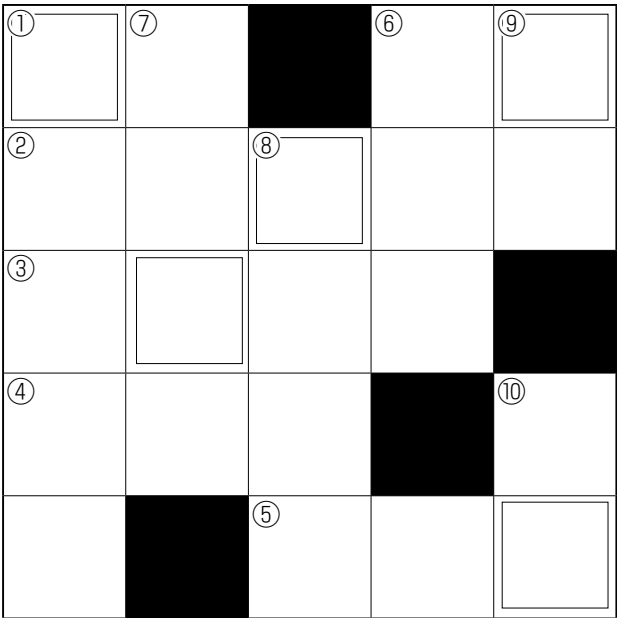
わくわくランドで遊ぼう	月～金曜日	9時～13時 13時～14時	子ども同士、親同士が遊んだり、語りあったりするのに利用してください。 子育て相談
救命救急講習会	6月11日(火)	9時20分～10時	犬上分署の消防士さんのお話を聞きます。
おしゃべりデー	6月25日(火)	10時～	保健師さんによる子どもの健康のお話と相談
(に)にじ・きりん広場	6月5日(水)	10時～	インストラクターさんによる親子運動遊び
(音)こあら・べんぎん広場	6月19日(水)	10時～	★持ち物…水分補給のためのお茶など
(録)にじ広場	6月26日(水)	10時～	多賀幼稚園で3歳児のお友だちと遊ぼう ★持ち物…水分補給のためのお茶など

平成25年6月 多賀町 し尿収集カレンダー

日(曜日)	午 前		午 後	
	集 落		集 落	
4日(火)	萱原①・川相①		萱原①・川相①	
6日(木)	久徳①		不定期	
11日(火)	猿木①③・多賀①・月之木①③		猿木①③・多賀①・月之木①③	
13日(木)	一円①・木曾①・敏満寺①・一之瀬①・大杉①②・仏ヶ後①②・樋田②③		不定期	
18日(火)	萱原②		萱原②	
20日(木)	土田①③・久徳③		土田①③・久徳③	
24日(月)	佐目①・四手①・南後谷①・大君ヶ畑①・中川原①③		佐目①・四手①・南後谷①・大君ヶ畑①・中川原①③	
25日(火)	霜ヶ原①②・小原②・藤瀬①②・富之尾②・檜崎①		霜ヶ原①②・小原②・藤瀬①②・富之尾②・檜崎①	
27日(木)	萱原③・川相②		萱原③・川相②	

※不定期でお申し込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
※集落名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表しています。
①は1カ月に1回、②は2カ月に1回、③は3カ月に1回でのお申し込みを表し、「萱原①」とある場合は1カ月に1回で申し込みいただいた萱原のお宅を収集させていただきます。なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
※1月に2回でお申し込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

おたのしみ クロスワード



ヨコのカギ

①液体の量がちょうど物が浸るくらいであるさま。○○ひた
②18ページ。多賀町では○○○○○ストープの購入補助があります
③女兒の遊び。いしなどり、いしなんご、なないし
④蝶番(ちょうつがい)を英語で言うと
⑤6ページ。○○○のふるさと協力隊がきました!
⑥私たちが住んでいる所。○○町

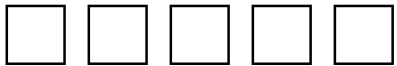
タテのカギ

①一般には売られていない品
⑥鳥、魚、虫などが産みます
⑦10ページ。木造住宅の無料○○○○診断を先着5戸までしています
⑧なれ親しんだことを丁寧にいうと?「○○○○の店」
⑨15ページ。○○事故の防止
⑩耗。1000分の1を表す単位の接頭語

問題

クロスワードを回答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

ヒント：ゴールデンウィークは人がいっぱい



答えがわかったら▶郵便はがきで、解答と住所・氏名を記載のうえ「広報たが」へのおたよりやご意見を企画課までお送りください。Eメール・有線FAXでもOKです。

おめでた・おくやみ

結婚しました!

♥大矢 功次
♥片桐 亜紀
♥高井 健太
北村小百合

生まれました!

☆尾田丞太郎(亮太郎・泉)
おくやみ申し上げます
◆今井 義人 83歳
◆栗本喜代子 89歳

◆小菅 茂一 88歳
◆曾我美津枝 94歳
◆髙橋 義輝 72歳
◆沼田 篤 84歳
◆樋口 千代 89歳

◆藤山 溪子 98歳
◆宮川 富榮 77歳
◆森野小太郎 84歳
◆八木 さと 92歳
(敬称略)

お詫びと訂正 広報たが4月号で誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
20ページ 緑のふるさと協力隊 (誤)自分の中で租借してだす (正)自分の中にかみ砕いてだす

先月号の答え



「クサモチ(草餅)」でした。

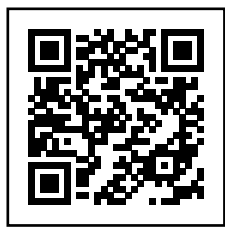
ひとのうごき

平成25年3月末現在
()内は前月比
■人口 7,778人 (-28)
■男性 3,717人 (-12)
■女性 4,061人 (-16)
■世帯数 2,682人 (-3)
■転入 22人
■転出 35人

放射線量(μsv/h)

4月1日 0.08
4月15日 0.08

※役場前にて、9時の3回測定平均値



www.tagatown.jp

▼携帯電話からも「たがのホームページ」が見られます。このQRコードを携帯電話で読み取ってご覧ください。

ウグイス
[Cettia diphone]
町の鳥



スギ
[Cryptomeria japonica]
町の木



ササユリ
[Lilium japonicum]
町の花



5月の時間外交付

10^{（金）日}と24^{（金）日}

19時まで受付します。

税務住民課（住民）（有）2-2031（電）48-8114

多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたくしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

わたくしたち多賀町民は

- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくります。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくります。
- 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくります。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくります。
- 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくります。

昭和53年11月10日制定

表紙写真■多賀大社古例大祭の行列を盛り上げる奴振り^{やっこ}のために、地元有志の「柏の会」は出番に向けた稽古を重ねておられます。

編集後記■今月の表紙は、柏の会の皆さんが稽古に励まれている1コマです。華やかなお祭りの陰で、皆さんの大変な努力が感じられます。日々目にするものでもふだんとは違った見方をすることで、また新しい発見に出会えることも多いと思います。1つの方向からだけでなく、いろいろな視点で物事を見ていくことも大切なことだと感じています。■今年度は、そのような思いで広報の表紙を町民の皆さんに飾っていただこうと思っています。ぜひとも取材にご協力くださいね。

kikaku@town.taga.lg.jp（に）
「広報たが」についてご意見などありましたら上記アドレス（企画課）にメールをお送りください。

広報たが5月号 発行■多賀町役場 編集■企画課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 074948-8126 毎月発行

270
「広報たが」は地域の関係者を
活用した用紙を使っています
（古紙・リサイクル用紙・リサイクル紙）

